

那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付要綱

(平成25年5月24日市民文化部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庁舎駐車場の貸付けにより生じる財源を活用し、自治会等が負担する市内に設置された保安灯に係る電気料の一部を補助する、那覇市自治会等保安灯電気料補助金(以下「補助金」という。)について、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図るために設置された電灯で、電気事業者と「公衆街路灯A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場及び商店街に設置する電灯は除くものとする。
- (2) 省電力型保安灯 保安灯のうち、光源にLED(発光ダイオード)を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められ、電気事業者が設定する電灯料金区分の20ワット以下のものをいう。

(補助対象団体等)

第3条 この補助金の交付の対象となるものは、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づき事務の委託を受けた自治会、5世帯以上の地域住民で組織される地縁団体及びその他これらに類すると市長が認める団体(以下「対象団体」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動している団体
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又

は暴力団関係者と関係があるもの

- 3 補助金の額は次のとおりとし、市長は、対象団体が維持管理する保安灯の電気料金の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- (1) 省電力型保安灯 1灯当たり年額1,680円
 - (2) 前号以外の保安灯 1灯当たり年額2,400円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、毎年6月末までに市長に提出するものとする。ただし、添付書類のうち市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月分の保安灯毎の電気料金領収証の写し。(電気料金を一括支払いしている場合には電気事業者発行の「ご請求内訳書(保安灯一覧)」の写し。)
- (2) 保安灯の契約種別が「公衆街路灯A」以外の場合は、当該保安灯の位置図
- (3) 保安灯の名義が対象団体の名義と異なる場合は、保安灯用途承諾書(第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、申請の内容が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を決定し、当該申請をした対象団体に那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更(規則第6条の市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は対象団体が補助事業を中止しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変

更等を承認すべきと認めるときは、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

- 3 第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、前条により交付決定を受けた補助事業の変更額が交付決定額の30パーセント未満の場合とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条による報告は、当該年度の3月末までに、那覇市自治会等保安灯電気料補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 電気料金領収書の写し又は電気料金領収事実証明書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 規則第13条による通知は、那覇市自治会等保安灯電気料補助金確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(概算交付)

第9条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書きを適用し、概算交付できるものとする。

- 2 前項に規定する補助金の概算交付を受けようとするものは、市長に那覇市自治会等保安灯電気料補助金概算交付申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適

用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。